

南信高等学校体育連盟表彰規定

平成63年11月24日制定

平成元年6月27日一部訂正

平成13年11月27日一部訂正

第1条 この規定は南信高等学校体育連盟（以下南信高体連という）の向上、発展に尽力しその功績が顕著であった者を表彰するために定めるものである。

第2条 前条の目的を達成するために表彰委員会（以下委員会という）を設ける。

第3条 委員会の構成は次のとおりとし、本連盟の会長がこれを招集する。
委員長（会長）・副委員長（副会長）・委員（理事長、常任理事、評議員）をもって構成する。

第4条 委員長は委員会を代表し会議を統括する。副委員長は委員長に事故ある時はその職務を代行する。

第5条 委員会は各学校並びに各専門部及び南信高体連より推薦を受けた者について審議し、表彰を受ける者を決定する。

第6条 表彰を受ける者は次のいずれかに該当する者であることを要する。

1. 本連盟の向上・発展に尽力し、特に功績の大であった者。
2. 全国高等学校総合体育大会及びこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた生徒もしくはチーム。
3. 優秀選手あるいはチームを多年に亘り指導・育成した者。

第7条 表彰の決定は委員会において選考し、代議員会の承認を得る。

第8条 本規定の変更は代議員会において決定する。

第9条 表彰は毎年本連盟の総会で行い、表彰状を贈る。

第10条 この規定の実施は別に定める細則による。

この規定は昭和63年11月24日より施行する。